

1. 業務環境

我が国経済は、平成26年4月の消費増税により景気回復が一時停滞したものの、急速に進む円安により輸出型企業に代表される大手企業を中心に業績の改善が見られ、緩やかな回復傾向となっています。

静岡県経済も緩やかに回復しつつありますが、全国に比べて回復の動きはやや遅れています。静岡県は、県西部地区の自動車産業に代表されるようにものづくりが盛んな県ですが、リーマンショック後の平成21年に製造品出荷額が前年比約4兆円減少して以降、回復に至っていません。要因としては、海外現地生産を行う企業の増加に加え、大手企業の県外移転の動きが加速して産業の空洞化が拡大していることが挙げられます。

このような中で、国は地方創生を掲げて取り組みを進め、静岡県においても経済団体や金融機関等の代表者で組織する「産業成長戦略会議」を立ち上げて成長戦略を取り纏め、県内経済を本格的な回復軌道に乗せて持続的に発展させるべく取り組んでいることから、今後とも動向を注視して対応していきます。

2. 業務運営方針

当協会は、中小企業のニーズに応じた支援を行うことにより金融の円滑化に努めるとともに、経営改善支援や事業再生支援により企業業績の改善及び倒産の抑制に注力するなど、県内経済の発展に寄与するため、以下の課題について重点的に取り組みます。

(1) 成長・発展支援

国の政策や県の産業成長戦略に基づいて拡充された制度融資など、中小企業のニーズに合った保証を積極的に推進して企業の成長・発展に寄与します。

また、東海・東南海・南海地震の発生が懸念される中で、被害想定が大きい静岡県において中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を促す「BCP特別保証」や、一定の財務基準に該当する企業に対して金融機関との協調支援体制により金融の円滑化を図る「地域企業支援協調保証制度（コラボしずおか）」など、当協会独自制度の利用促進に努めます。

(2) 創業支援

開業率の向上は中小企業施策において重要な課題であることから、創業支援・小規模事業者支援の協力体制を構築した金融機関や商工団体とともに具体的な施策を検討し、県内経済の活性化及び雇用の創出に寄与する創業支援を推進します。

平成26年度はビジネスコンテストを主催する金融機関と業務連携を行う覚書を締結しており、今年度は創業部門の受賞者に対して信用保証による創業資金の提供や専門家派遣による創業前後のフォローアップ及び広報等の具体的な支援を実施します。

更に、今年度より創業希望者を対象とした創業セミナー等を開催し、創業支援を充実させていきます。

(3) 資金繰り支援

①適正な保証の推進

厳しい経営環境にある中小企業に対しては、継続的に支援・フォローを行う保証審査を徹底していきます。

また、企業の借入や資金繰り状況を的確に把握した上で、既存債務を新たな借り入れで一本化する「借換保証」を積極的に提案・推進することにより、企業の資金繰りの円滑化を支援します。

更に、金融機関と協調した融資を推進し、当協会と金融機関の双方において継続的な企業支援を行う体制を構築していきます。

②条件変更局面での適切な対応

返済緩和に係る条件変更が減少する兆しは無く、県内中小企業は依然厳しい経営環境に置かれています。当協会は、引き続き返済緩和の条件変更に対応するとともに、初めて条件変更を行う企業を中心に訪問等により実態や今後の見通しの把握に努め、早期の業績改善に繋げていきます。

(4) 金融・経営相談

①相談会・勉強会の開催

商工団体と連携して金融・経営相談会を開催するとともに、金融機関の担当者に保証制度の内容や相談体制などについて理解を得るための勉強会を開催します。

②相談体制及び広報の充実

多様化する中小企業者のニーズの把握やサービスの向上を図るため、金融・経営相談体制を充実させ、中小企業診断士の資格を有する職員が相談員となる夜間相談窓口を引き続き開催するなど、直接企業から相談を受けることのできる機会を増やしていきます。

また、部支店の相談体制や商工団体と連携して開催する相談会などについて、ホームページなどを活用して広報に努め、積極的に取り組みます。

(5) 経営改善支援

①経営改善計画の策定支援

厳しい業績にある企業の取引金融機関に対して経営改善計画の策定支援を要請しています。経営改善計画については、窮境原因の分析とそれに対応する具体的なアクションプランを備える計画になるまで検討していきます。

また、平成26年8月から、業績不振でありながら返済緩和をしていない企業に対してダイレクトメールを送付して経営改善計画作成の早期着手を促しており、今年度も継続して取り組みます。

②協会独自の専門家派遣事業の充実

経営改善計画の策定を推進するため、平成25年度より当協会が費用の一部を負担して企業に専門家を派遣し、経営診断・指導を行う仕組みを構築しました。当該企業のニーズに即した専門家を選定し、企業がより効果的なアドバイスを受けられるよう努めます。

③「静岡県経営改善支援センター」の活用

当協会は、経営改善に取り組む中小企業に対して、経営改善支援センターの利用を積極的に促し、一定の要件をクリアする場合には費用の一部補助を行っています。特に、小規模事業者については、経営改善支援センターを最大限活用して経営改善を促すことが効果的であるため、認定経営革新等支援機関や金融機関との連携を密にして活用を推進します。

(6) 事業再生支援

①「静岡県中小企業再生支援協議会」との連携

企業の倒産を回避し代位弁済を抑制するためには、中小企業再生支援協議会の支援のもとで再生計画を策定してフォローアップを行うことが極めて効果的であるため、金融機関に同協議会への持ち込みを依頼し、その際の企業の費用負担を軽減すべく計画作成の費用補助を行っています。

②「しずおか中小企業支援ネットワーク」の運営

平成24年10月に発足し、行政・金融機関・商工団体等を会員として当協会が事務局を務める「しずおか中小企業支援ネットワーク」について、県内中小企業に対する経営改善及び事業再生を促す環境を整備し、地域経済の活性化に貢献する取り組みを継続して実施します。

(7) 期中管理体制の充実

①事故報告書受領後の早期対応

平成26年6月の機構改革により部支店の経営相談課の機能を拡充し、事故報告書受領後の調整業務の充実を図りました。

今年度は、事故報告書が提出された企業に対して早期の訪問や面談によって企業の実態を把握し、改善の見通しがある企業については企業支援部署を活用して経営改善支援や事業再生支援に繋げていきます。

②代位弁済見込先との調整・交渉

代位弁済見込みとして事故報告書が提出された企業に対しても、早期に企業の実態を把握し、倒産回避の可能性を判断の上で金融機関との調整を行います。

(8) コンプライアンス態勢の強化

① 計画的なコンプライアンス態勢の強化

信用保証協会の公共的使命や社会的責任を果たすため、引き続きコンプライアンス態勢の強化に取り組みます。

平成27年度のコンプライアンス・プログラムに掲げた具体的行動を計画的かつ確実に実行するとともに、その後の検証を行います。

また、コンプライアンス・チェックシートにより役職員の理解及び浸透状況を定期的に確認し、集合研修による更なる意識の向上に取り組んでいきます。

② 反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等の保証制度利用を未然に防止するため、関連情報を集約したデータベースを充実させるとともに、初めての取引となる中小企業については訪問による面談を実施して実態の把握に努めます。

また、平成21年度に発足した「県信用保証協会・警察等連絡会」を活用し、情報の共有化や関係機関との連携を一層強化して適切に対応していきます。

③ 危機管理体制の確立

東海・東南海・南海地震の発生が懸念され、静岡県においても甚大な被害が想定されることから、危機管理体制の充実が喫緊の課題となっています。中小企業の事業継続を図り地域経済の停滞を避けるために、大規模災害時においても協会の業務運営に支障をきたすことのないよう、平成24年度に策定した事業継続計画（BCP）の職員への周知及び安否確認システム等の運用管理を徹底するとともに、実践的な訓練を随時実施するなど実効性を高めていきます。

(9) 積極的な広報活動

平成24年度に設置した「広報・サービス向上推進委員会」において年間の広報活動計画を策定し、計画的かつ積極的な広報活動を展開して情報発信を行います。

平成26年度は、ホームページのリニューアルや広報誌「SEASON REPORT」を創刊しましたが、その後の検証を行い、一層の充実を図ります。

また、金融機関のビジネスフェア等のイベントへの参加や大学での信用補完制度講座の開講など、社会貢献活動にも積極的に取り組み信用保証協会の事業内容等を幅広く広報することで理解を得るよう努めます。

平成27年度 経営計画

(10) 人材の活用による生産性の向上

①新たな人事制度による人材の有効活用

信用保証協会に求められている役割が広範化かつ複雑化している中で、限られた人員体制で業務処理の高度化に努め、組織力を向上していくことが必要であるため、平成27年度より従来の職種の区分を廃止して業務の広範化、専門化に柔軟に対応できる体制を構築し、職員の活躍の場を広げていきます。

②人材育成のための研修体系の充実

中小企業の多様なニーズに的確に対応し質の高いサービスを提供していくためには、職員の質的向上が必要であることから、平成26年6月に新設した総務部職員課において職員研修を一元管理し、長期的に職員の能力開発に取り組む。特に、広範な知識の習得と専門性を高めるための研修を重点的に実施します。

③業務改善への継続的な取組み

平成24年度より実施している小集団活動による知識・経験の伝承や業務改善運動を促進する「s s h運動」(※)に、引き続き積極的に取り組むことにより、顧客サービスの向上に繋げていきます。

(※) 「s s h運動」：協会章にも使用されているs(静岡県) s(信用) h(保証協会)の各頭文字を冠し、協会職員の自発的な「創意工夫(s)」、「生産性(s)」、「ハイクオリティ(h)」な改革・改善によるサービス向上を促す業務改善運動。

3. 事業計画

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

(単位：億円)

年度 項目	平成27年度		
	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	2,694	81.3%	98.2%
保証債務残高	12,500	88.9%	90.6%
代位弁済	330	78.6%	89.2%
実際回収 (元金、損害金の合計額)	73	97.2%	103.6%